

産業廃棄物収集運搬業に係る水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について

長野県環境部資源循環推進課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）等が改正され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成 29 年 10 月 1 日に施行されます。

施行令等の改正に伴い、排出事業者等に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（以下「本件廃棄物」という。）が処理できることを明らかにするため、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「許可証」という。）について、取り扱う産業廃棄物の種類にその旨を明記することとされるとともに、平成 29 年 10 月 1 日において現に本件廃棄物を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者は、同日の施行をもって許可の変更を伴わないこととされました。

当県では、現に本件廃棄物を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者については、申出を行っていただくことにより、変更許可申請の手続を経ることなく許可証の書換えを行うこととしました。

なお、同年 10 月 1 日以降は、追加された処理基準（施行令第 6 条第 1 項）や委託基準（施行令第 6 条の 2）を満たすことが必要です。

また、本件廃棄物の取扱いの有無を確認するため、10 月 1 日において本件廃棄物の取扱いがない場合にも、更新許可申請時や変更届出時に申出書を提出してください。

記

1 申出書等の提出先

現に有する産業廃棄物収集運搬業許可の申請を行った地域振興局環境課

2 申出方法

- (1) 申出の受付期間 平成 29 年 9 月 19 日（火）から、申出の必要な方が申出を終えるまで。
- (2) 提出部数 1 部

3 申出に必要な書類

- ・ 申出書
- ・ 添付書類（次の区分に応じて提出願います。）
 - ①水銀使用製品産業廃棄物を 10 月 1 日以降引き続き取り扱う場合
（第 1 面）、（第 5 面）、（第 7 面）
 - ②水銀含有ばいじん等を 10 月 1 日以降引き続き取り扱う場合
（第 1 面）、（第 4 面）、（第 5 面）、（第 7 面）

4 留意事項

- (1) 許可証の書換交付後は、従前の許可証を返戻してください。
- (2) 平成 29 年 10 月 1 日時点で、本件廃棄物を取扱っている場合、許可証の書換えまでの間は、引き続き本件廃棄物を取扱うことができます。
- (3) 新たに適用される水銀使用製品産業廃棄物の保管基準を満たすため、当該水銀使用製品産業廃棄物の積替保管施設を変更（積替保管施設を増設する場合を含む。）した場合には、「産業廃棄物処理業変更届出書」（廃棄物処理法施行規則様式第 11 号）を提出してください。
- (4) 本件廃棄物のいずれも取り扱わない場合、申出に必要な書類は申出書のみです。
- (5) 申出書の提出後、新たに本件廃棄物を取扱う場合には、変更許可が必要です。